

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年11月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新郷郵便局	青森県三戸郡新郷村戸来金ヶ沢31-1	輸送施設の使用停止(93日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	佐井郵便局	青森県下北郡佐井村佐井大佐井85	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	裾野郵便局	青森県弘前市大森勝山40-7	輸送施設の使用停止(83日車)	法第17条第4項	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	中里郵便局	青森県北津軽郡中泊町中里亀山516-1	輸送施設の使用停止(83日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年9月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	十和田郵便局	青森県十和田市西二番町3-4	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年7月31日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	田子郵便局	青森県三戸郡田子町田子天神堂向137-2	輸送施設の使用停止(89日車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)

20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	川井郵便局	岩手県宮古市川井第2地 割167-7	輸送施設の使用停止 (159日車)	法第17条第4項	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記 録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	大船渡郵便局	岩手県大船渡市盛町字内 ノ目11-19	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	久慈郵便局	岩手県久慈市中の橋1丁 目44番地	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項)、 (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)、(3)点 呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	荒屋郵便局	岩手県八幡平市荒屋新町 26	輸送施設の使用停止 (130日車)	法第17条第4項	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記 録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	二戸郵便局	岩手県二戸市福岡字五日 町67	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2項)、 (2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	浄法寺郵便局	岩手県二戸市浄法寺町浄 法寺32-2	輸送施設の使用停止 (97日車)	法第17条第4項	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記 録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	大野郵便局	岩手県九戸郡洋野町大野 8-41-7	輸送施設の使用停止 (101日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)

20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	松尾郵便局	岩手県八幡平市野駄第 19-82-4	輸送施設の使用停止 (158日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年5月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	川舟郵便局	岩手県和賀郡西和賀町沢 内字川舟33-108-1	輸送施設の使用停止 (85日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月10日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	石越郵便局	宮城県登米市石越町南郷 字西門沖48-10	輸送施設の使用停止 (97日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	花山郵便局	宮城県栗原市花山本沢北 ノ前94-7	輸送施設の使用停止 (103日車)	法第17条第4項	令和7年9月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記 録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	津谷郵便局	宮城県気仙沼市本吉町津 谷館岡11-5	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月27日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	遠刈田郵便局	宮城県刈田郡蔵王町遠刈 田温泉字遠刈田西裏14-1	輸送施設の使用停止 (88日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)

20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	山元郵便局	宮城県亘理郡山元町山寺 字山下39-2	輸送施設の使用停止 (83日車)	法第17条第4項	令和7年7月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	鳴瀬郵便局	宮城県東松島市小野字新 町裏1	輸送施設の使用停止 (85日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	若柳郵便局	宮城県栗原市若柳字川北 中町72	輸送施設の使用停止 (84日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	松島郵便局	宮城県松島町高城字町東 二22-30	輸送施設の使用停止 (60車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年7月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項)、 (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第2項)、(3)点 呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	利府郵便局	宮城県宮城郡利府町中央 2丁目7-5	輸送施設の使用停止 (60車)及び文書警告	法第17条第4項	令和7年7月7日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、 第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5 項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	東能代郵便局	秋田県能代市一本木54-1	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)

20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	森岳郵便局	秋田県山本郡三種町森岳 字長田4-3	輸送施設の使用停止 (99日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	琴丘郵便局	秋田県山本郡三種町鹿渡 字町後121-1	輸送施設の使用停止 (99日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	矢島郵便局	秋田県由利本荘市矢島町 田中町100-2	輸送施設の使用停止 (107日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年5月27日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	下浜郵便局	秋田県秋田市下浜羽川字 下野1-74	輸送施設の使用停止 (96日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	田代郵便局	秋田県雄勝郡羽後町田代 字麓71-2	輸送施設の使用停止 (92日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	老方郵便局	秋田県由利本荘市東由利 老方字四ツ眼4-4	輸送施設の使用停止 (144日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)

20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	由利郵便局	秋田県由利本荘市前郷字 堤下イカリ37-1	輸送施設の使用停止 (122日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	岩城郵便局	秋田県由利本荘市岩城内 道川字烏森150-19	輸送施設の使用停止 (125日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	中田代郵便局	秋田県由利本荘市中田代 字朴沢107	輸送施設の使用停止 (120日車)	法第17条第4項	令和7年9月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記 録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	笹子郵便局	秋田県由利本荘市鳥海町 上笹子字町15-1	輸送施設の使用停止 (91日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	鳥海郵便局	秋田県由利本荘市鳥海町 伏見字久保9-4	輸送施設の使用停止 (107日車)	法第17条第4項	令和7年9月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記 録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	岩谷郵便局	秋田県由利本荘市岩谷町 字大宮田282	輸送施設の使用停止 (94日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)

20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	羽黒郵便局	山形県鶴岡市羽黒町狩谷 野目字南川原469-3	輸送施設の使用停止 (102日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	西川郵便局	山形県西村郡西川町海 味山岸481-1	輸送施設の使用停止 (92日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月3日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	白鳥郵便局	山形県村山市長善寺仲田 1606-3	輸送施設の使用停止 (88日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	古口郵便局	山形県最上郡戸沢村古口 389-1	輸送施設の使用停止 (83日車)	法第17条第4項	令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記 録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	最上郵便局	山形県最上郡最上町大字 向町51-1	輸送施設の使用停止 (80日車)	法第17条第4項	令和7年8月4日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記 録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	荒砥郵便局	山形県西置賜郡白鷹町荒 砥乙737-52	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年6月13日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)

20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	村山郵便局	山形県村山市楯岡十日町 1-3	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項、 第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5 項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	常葉郵便局	福島県田村市常葉町常葉 上町64	輸送施設の使用停止 (109日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	滝根郵便局	福島県田村市滝根町神俣 字関場104	輸送施設の使用停止 (103日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	岩代郵便局	福島県二本松市小浜字新 町505	輸送施設の使用停止 (104日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251105	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	古殿郵便局	福島県石川郡古殿町竹貫 上町7-3	輸送施設の使用停止 (108日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)、(2)点呼の実施義 務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1項)、(3) 点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	新鶴郵便局	福島県大沼郡会津美里町 新屋敷字沢道西甲1602	輸送施設の使用停止 (99日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)

20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	檜原郵便局	福島県南会津郡下郷町豊 成林中6061-2	輸送施設の使用停止 (103日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251112	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	矢祭郵便局	福島県東白川郡矢祭町東 館字桃木町35-1	輸送施設の使用停止 (96日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	梁川郵便局	福島県伊達市梁川町字右 城町30	輸送施設の使用停止 (93日車)	法第17条第4項	令和7年7月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第2項)、(2)点呼記録の不 実記載(安全規則第7条第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	都路郵便局	福島県田村市都路町古道 字寺前14	輸送施設の使用停止 (87日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	館岩郵便局	福島県南会津郡南会津町 松戸原215	輸送施設の使用停止 (88日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)
20251119	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	高城郵便局	福島県東白川郡塙町植田 森戸60-1	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第2 項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)

20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	泉崎郵便局	福島県西白河郡泉崎村泉 崎小林19-1	輸送施設の使用停止 (82日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	宮下郵便局	福島県大沼郡三島町宮下 宮下282-1	輸送施設の使用停止 (84日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	明和郵便局	福島県南会津郡只見町小 林上照岡810-1	輸送施設の使用停止 (84日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)
20251126	日本郵便株式会社 (法人番号 1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手 町2丁目3番1号	伊南郵便局	福島県南会津郡南会津町 古町字西町尻1350-1	輸送施設の使用停止 (83日車)及び文書警 告	法第17条第4項	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼 の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として監査 を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼の 実施義務違反【一部実施不適切】(安全規則第7条第1 項、第2項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条 第5項)